

大規模駐留軍用地跡地等利用推進費補助金交付要綱

平成13年6月13日
府政沖第191号
平成15年3月25日改正

(趣旨)

第1条 普天間飛行場等大規模駐留軍用地跡地及びその他の計画的な開発整備が予定されている駐留軍用地跡地等（以下「大規模駐留軍用地跡地等」という。）の利用推進に係る大規模駐留軍用地跡地等利用推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、「普天間飛行場の移設に関する政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）を踏まえ、大規模駐留軍用地跡地等の利用推進を図るために沖縄県、市町村が行う跡地利用計画の策定及びその具体化を進めるために実施する事業に対して助成することを目的とする。

(補助事業、経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、内閣府において具体的に用途が決定された大規模駐留軍用地跡地等利用推進事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「経費」という。）は、当該補助金の実施計画に当たって算定した事業の実施に必要な経費とし、補助率は10分の9以内とする。

3 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 適正化法第5条及び施行令第3条の規定に基づき提出すべき申請書及び添付書類は、別記様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書及び添付書類は、事業開始の30日前までに内閣総理大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、申請に係る補助事業が適正であると認めるときは、交付決定通知書により、事業実施主体者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ別記様式第2号の計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をする場合にはこの限りでない。

ア 区分間の経費におけるいずれか低いほうの額の2割以内の配分の変更

イ 交付目的を達成するために必要な事業計画の細部の変更

(2) 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ別記様式第3号の中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第4号の事業報告書により大臣に報告を行い、その指示を受けること。

(4) 補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくこと。

(5) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業の完了の後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付の目的に従ってその効率的運用を図ること。

(申請の取下げ)

第7条 適正化法第9条第1項の規定に基づき補助金の申請を取り下げる場合の取下げ書は、別記様式第5号によるものとする。

2 前項の規定により申請を取り下げることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内とする。

(状況報告)

第8条 適正化法第12条の規定に基づき大臣が報告を求めたときに提出すべき遂行状況報告書は、別記様式第6号によるものとする。

(実績報告書)

第9条 適正化法第14条の規定に基づき提出すべき実績報告書及び添付書類は、別記様式第7号によるものとする。

2 前項の実績報告書は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 補助金の額の確定は、補助事業に要した補助対象経費ごとの実績額に10分の9を乗じて得た額の合計額とこれに対応する補助金の交付決定額（変更されたときは変更後の額とする。）のいずれか低いほうの額とする。

2 大臣は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、額確定通知書により事業実施主体者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 事業実施主体者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、別記様式第8号の概算払請求書を内閣府大臣官房会計課長に提出しなけ

ればならない。

2 事業実施主体者は、前条の補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに別記様式第9号の精算払請求書を内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(提出部数)

第12条 この要綱に規定する申請書その他の書類の提出部数は、2部(正本及び副本各1部)とする。

附 則

本要綱は、平成15年4月1日から適用する。

別記様式第1号から別記様式第9号まで略

大規模駐留軍用地跡地等利用推進費取扱要領

平成13年3月30日

内閣府政策統括官(沖縄担当)

平成15年3月25日改正

1 目的

大規模駐留軍用地跡地等利用推進費は、普天間飛行場等大規模駐留軍用地跡地については、再開発事業の困難性及び沖縄の振興への影響等に鑑み、関係省庁、沖縄県関係市町村が行う跡地利用計画の策定及びその具体化を進めるために実施する調査等諸施策の調査・支援を行い、その他の計画的な開発整備が予定されている駐留軍用地跡地等(以下「他の整備予定跡地等」という。)については、沖縄県、関係市町村が行う跡地利用計画の策定及びその具体化を進めるために実施する調査等の支援を行うことにより、駐留軍用地跡地の利用の促進を図ることを目的とする。

2 対象となる事業

大規模駐留軍用地跡地等利用推進費の対象となる事業(以下単に「事業」という。)は、跡地利用計画の策定及びその具体化を進めるために実施する各種調査等で、内閣府において具体的に用途が決定された大規模駐留軍用地跡地等利用推進事業とする。

3 事業実施主体

大規模駐留軍用地跡地に係る事業については、関係省庁、沖縄県及び関係市町村。他の整備予定跡地等に係る事業については、沖縄県及び関係市町村。

4 期 間

事業は、単年度で終了することを原則とする。

5 配分要求概要書等の提出

(1) 関係省庁

事業を実施しようとする関係省庁は、別添の様式1-1、様式2-1及び様式3を作成し、担当窓口課等（別途指示）を経由して内閣府政策統括官（沖縄担当）付企画・産業振興担当参事官室（以下「企画・産業振興担当参事官室」という。）に提出するものとする。内閣府が行う事業についても同様とする。

(2) 沖縄県、関係市町村

事業を実施しようとする沖縄県、関係市町村は、別添様式1-2、様式2-2及び様式3を作成し、沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課を経由して企画・産業振興担当参事官室に提出するものとする。ただし、内閣府が必要と判断する場合には所管省庁等を経由するものとする。

6 配分要領

内閣府は、前項の配分要求概要書等の提出があったときは、事業の必要性、方法の妥当性、既存施策との重複の有無等を勘案して所要の調整を行い、財務省と協議を行った上で、実施する事業、事業内容、事業費等を決定し、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費を事業実施主体へ配分するため所要の手続を行うものとする。

7 事業の遂行

事業実施主体は、事業の実施に際し、内閣府と連絡調整を十分に行うこととする。また、事業実施主体が、事業の項目、内容、方法及び所要金額等実施計画の内容を変更しようとする場合には、その変更の理由、変更の内容、その他必要な事項を明らかにした書面を企画・産業振興担当参事官室に事前に提出し、その指示を受けなければならない。

8 事業の成果

事業実施主体は、事業が終了したときは、速やかにその成果等を取りまとめ、企画・産業振興担当参事官室に提出するものとする。

附 則

本要領は、平成15年4月1日から適用する。

別添様式1-1から様式3まで略